

筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月

筑西市

1. 趣旨

筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務（以下「本業務」という。）について、技術力、専門性、想像力等を必要とする業務であることから、広く提案を募集する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定することとし、その手続等についてこの実施要領に定める。

2. 事業概要

(1) 目的

筑西市の観光課題として、観光拠点である「道の駅グランテラス筑西」から市内各地への周遊が十分に進まず、市全体での滞在時間や消費拡大につながっていないことが挙げられる。

筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務（以下「本業務」という。）は、本市の観光資源の魅力向上と認知度拡大を目的とし、「道の駅グランテラス筑西」を拠点にデジタルサイネージを設置するとともに、デジタルマップと連動したスタンプラリーの実施や、AR技術等を活用した新たな観光コンテンツの開発を行う。これにより、市内への来訪者の誘致と回遊促進を図り、滞在時間の延長や消費活動の活性化、通年での来訪・再訪意欲を高め、地域経済の持続的な発展につなげる「デジタル観光コンテンツ」を導入するものである。

(2) 業務名

筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務委託

(3) 業務内容

別に定める筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 納入期限

令和8年3月31日（火）まで

(5) 利用期間

納入完了の日から令和10年3月31日まで

(6) 委託上限額

18,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 担当課

筑西市経済部商工観光課（本庁舎3階）

住所：〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地

電話：0296-20-1160

電子メールアドレス：kankou@city.chikusei.lg.jp

3. プロポーザルの種類

(1) 契約方法

随意契約

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

(2) 契約の相手方選定

公募型プロポーザル方式（公募により企画提案を募集、その内容を審査し優秀な企画提案者を選定し、随意契約の相手方の優先交渉権者とする手続）による。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本実施要領の公告日時点において次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 本市の令和7・8年度入札参加資格登録業者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者が優先交渉権者となった場合は、契約締結日までに入札参加資格申請を行い、名簿登録をすることができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 筑西市暴力団排除条例（平成24年筑西市条例第1号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）で、国内でデジタル観光コンテンツの整備やそれらを活用したサービスを展開する業務を元請として行い、完了した実績があること。
- (7) 公告日から契約締結する日までの期日において、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 国税、県税及び市税を完納している者であること。

5. 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

6. 実施スケジュール

内容	日時
実施要領等の公表	令和7年10月1日（水）
参加表明書受付	令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月7日（火）午後5時必着

質問書受付	令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月7日（火）午後5時必着
質問に対する回答	令和7年10月9日（木）午前10時
企画提案書提出	令和7年10月9日（木）午前10時～ 令和7年10月15日（水）午後5時必着
一次審査（書類審査）	令和7年10月16日（木）～ 令和7年10月20日（月）
一次審査の結果通知	令和7年10月22日（水）
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年10月30日（木）
審査（採否）の通知（契約優先交渉権者の決定）	令和7年11月上旬（予定）
契約締結	令和7年11月中旬（予定）

7. 実施要領等の配布

(1) 配布方法

筑西市公式ホームページ（<https://www.city.chikusei.lg.jp/>）で公表する。

(2) 配布期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月7日（火）午後5時まで

8. 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、参加表明書（様式第1号）を下記により提出すること。なお、参加表明書、公募に関する資料・様式類は7(1)で示した筑西市公式ホームページからダウンロードすること。

(1) 受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月7日（火）午後5時まで

(2) 提出先

2(7)で示した担当課に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、閉庁日を除く午前10時から午後5時までに2(7)で示した担当課に提出すること。郵送の場合は配達記録が確認できる書留郵便等により提出期間内必着とする。

9. 質問の受付及び回答

参加表明書（様式第1号）を提出した事業者に限り、次により実施要領、仕様書等に関する質問

を提出することができる。

(1) 受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月7日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第2号）により、2（7）で示した電子メールアドレスへ送信すること。送信後、必ず電話により受信の確認をすること。（※質問書は、質問事項1件ごとに1枚作成すること。）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年10月9日（木）午前10時にメールにて参加表明書（様式第1号）を提出した全事業者に一斉に回答する。質問の回答をもって、実施要領を加筆、修正したものとする。

(4) その他

電子メール以外での質問及び受付期間以外の質問は一切受け付けない。また、回答の内容に疑義がある場合でも、市はそれ以上の質問に回答しない。

10. 企画提案

企画提案者は次のとおり書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第3号）
- ② 会社概要（様式第4号。資料として、既存のパンフレット等を添付すること。）
- ③ 業務受託実績（様式第5号）
- ④ 企画提案書（A4判で様式は任意。15ページ以内とする。表紙、裏表紙、目次は含まず、両面可とし、11ポイント以上のフォントで作成すること。）
- ⑤ 見積書（A4判で様式は任意。仕様書の業務内容に基づき、内訳、単価及び数量を具体的に記載すること。）
- ⑥ 過去5年以内に受託した、本業務内容に類似する業務等の資料。

(2) 提出部数

- ① 企画提案書 正本 1部
- ② 企画提案書 副本 12部（正本の複写可）

(3) 提出期間

令和7年10月9日（木）午前10時から令和7年10月15日（水）午後5時まで

(4) 提出方法

- ① 参加表明書（様式第1号）の提出者を対象に企画提案書等の提出を受ける。提出方法は、持参又は郵送による。持参の場合は、閉庁日を除く午前10時から午後5時までに2（7）で

示した担当課に提出すること。郵送の場合は配達記録が確認できる書留郵便等により提出期間内必着とする。

- ② 上記提出にあっては、事前に甲に電話連絡をすること。

11. 審査方法及び結果通知等

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に選定するため、別に定める筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の規定に基づき本プロポーザルの審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

① 一次審査（書類審査）

応募資格要件を満たした応募事業者を対象に、審査委員会で定めた評価基準に沿って、応募者事業概要調書等について審査を行う。応募者が多数の場合は、3者程度を二次審査の対象として選定する。なお、応募者が3者以内の場合は応募資格要件の確認のみで、一次審査を通過したものとする。

② 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した応募者（以下、「提案者」という。）によるプレゼンテーション及び当該提案者によるヒアリング審査により総合的に評価するものとする。

所用時間は1者につき準備時間5分、プレゼンテーション10分とし、その後10分程度の質疑応答を行うものとする。（プレゼンテーション用ソフトによるプレゼンテーション可。この場合、スクリーン1台、プロジェクター1台、投影ケーブル1本及び電源一式は、本市が準備し、それ以外は提案者が用意すること。）

(3) 審査方法

提出した企画提案書、プレゼンテーションの内容及びヒアリング（質疑応答）により、審査委員会が筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務委託事業者選定審査要領に基づき審査し、選定された者を契約優先交渉者とする。

(4) 結果の通知等

審査結果について、文書で事業者あてに通知（郵送）する。なお、結果に対する質問、審査に対する異議等には一切応じないものとする。

(5) 評価の公表等

他参加者に関する情報及び採点基準等に関する問い合わせには一切応じない。

12. 失格要件

企画提案者のうち、次のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消し、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格」に掲げる資格のない者が参加したとき。
- (2) 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書の提出があった場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽、不備の記載があった場合。
- (4) 参加表明書提出日より過去1年間において、地方公共団体が発注する委託業務の従事において、個人情報漏えい、資料紛失等の事故があった場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 予算上限を超過した提案を行った場合。
- (7) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反する行為等により審査委員会が失格と認める場合。

13. 契約方法

仕様書と契約優先交渉権者の企画提案書等の記載事項を基本に協議のうえ、筑西市契約規則に基づき契約を締結するものとする。ただし、契約予定者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない場合は、次点の者と交渉する。なお、本業務目的達成のため、必要範囲において契約優先交渉権者との協議により、契約締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で契約内容、契約金額等の調整を行うことがある。

14. その他留意事項

- (1) 企画提案者より提出された書類は返却しない。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報は、本業務の委託候補者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 提案者が1者でも審査を実施し、審査委員会が定める最低基準点を超えた場合は契約候補者として決定する。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、筑西市情報公開条例（平成17年筑西市条例第15号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (8) 審査終了後は、本プロポーザルに係る関係資料、審査の内容及び結果について異議申立てはできないものとする。